令和８年10月20日発行（毎月20日発行）第367号

2026
健康経営優良法人
KENKO Investment for Health
中小規模法人部門

町田

Vol.367

2026 11

CONTENTS

P２　キラリ☆まちだ祭2026　開催迫る
P３　多摩地域初のご当地ナンバー誕生へ！
P４　常議員会　初めての移動開催
P５　東京都最低賃金　1,280円

各種情報
●MEMBERS VOICE
●町想人（まちそうびと）…▶草薙一郎法律事務所　代表　草薙　一郎
●経営トピックス…「キャッシュフロー計算書」作成のススメ
●町田市からのお知らせ

町田のグルメと、新鮮な農産物が大集合！



町田商工会議所
公式LINEアカウント
登録はコチラから！

※上記の無断転載・複写を禁じます。

説明記事は2頁

11/7㈯・8㈰

第14回 キラリ☆まちだ祭（まつり） 2026

いい街・まちだの農業祭＆産業フェスティバル

11月7日㈯・8日㈰、町田駅前周辺を会場として「第14回 キラリ☆まちだ祭 2026」を開催します。
町田産農産物の販売、当日限定オリジナル商品の出店等、楽しい時間を町田でお過ごしください。
8日㈰は、よさこい踊りのお祭り「第22回 町田夢舞生ッスイ祭 2026」を開催し、町田をさらに盛り上げます。

町田シバヒロ会場



7日㈯・8日㈰

町田市農業祭

農産物品評会や即売会、植木市、
野菜宝舟、花マークの展示など盛り沢山！

原町田大通り 町田センタービル会場



8日㈰のみ

マルシェ「まちだの市」

原町田大通りに、市内事業者のキッチンカーが大集合！当日限定メニューや名産品、町田のグルメを販売！

8日㈰のみ

ぽっぽ町田会場

市内農業者による農産物の販売、
ワークショップ、市内の産業をＰＲ！





第14回 キラリ☆まちだ祭2026 会場案内図





町田夢舞生ッスイ祭 Kissui-Matsuri ©

8日㈰のみ同時開催

高知発祥のよさこい踊り
鳴子響かせ舞い踊る！

↑ホームページはこちら

★詳しくは、キラリ☆まちだ祭ホームページ https://kirari-machida.net/2026/ をご覧ください。
▶問合せ先：キラリ☆まちだ祭実行委員会 事務局（当所 会員サービス課）☎７２２・３５９４

多摩地域初のご当地ナンバー誕生へ！

「町田ナンバー」の導入実現へ、皆様の“ご意見”をお寄せください。



ナンバー導入に関する安心ポイント

- 自動車税・軽自動車税が増えることはありません。
- 導入後は、新車・中古車の購入や名義変更をする車両から、順次「町田ナンバー」となります。
- 現在、多摩ナンバーの車両はそのまま乗り続けられます。

★ナンバープレート実施→2026年12月に市から国へ申請→2028年市制70周年→2029年5月交付スタート！
交付実施後は新たに「多摩ナンバー」は選べなくなります。

WEB回答のみ　スマホから簡単回答 所要時間1分

事業者向け
（法人・会社等、企業としてご回答ください）
企業の声を政策を動かす力に

個人向け
（代表者・従業員・ご家族・一般、個人としてご回答ください）
一人ひとりの声が実現を後押し

※集計結果は、町田市および関係機関へ市民・事業者の皆様の声（意向）をお伝えする参考資料として活用いたします。

▶問合せ先：町田商工会議所　青年部事務局　TEL 724・6614

市長へ提言書を提出

9月14日、町田市役所において、当所澤井会頭並びに町田商工会議所青年部は稲垣町田市長へ「政策提言書（町田ナンバー導入の推進等）」を直接手交した。

当日は、地域ブランディングや地域経済の活性化に向けた期待を込めて提言を行い、意見交換を実施した。

市側からは前向きな姿勢が示された一方、「今後は市民の皆様からの賛同や導入を望む声をいかに広げていくかが推進に向けた重要な鍵となる」との見解が示された。

このアドバイスを真摯に受け止め、今後は市民や関係団体の皆様への丁寧な周知を図りながら、認知度向上に向けたアンケート収集や啓発活動を継続し、地域の持続的な発展に向けた取り組みを推進していく。



稲垣市長（左）へ提言書を手渡す澤井会頭（右）

常議員会　開催報告

「常議員会」初めての移動開催

9月11日、当所の第176回常議員会を東京商工会議所にて開催した。

今回の常議員会は、複数の視察見学と併せて実施され、当所38年間で初めての移動開催となる。

当日は、原町田大通りに22名が集合し、貸し切りバスにて最初の視察先である、第一生命館へと向かった。

第一生命館では、当時実際にGHQが使用していたマッカーサー執務室を見学し、歴史の重みを体感いただいた。

その後、東京商工会議所の最新オフィスと渋沢栄一ミュージアムを見学した。



マッカーサー執務室

●当日の行程

集合：原町田大通り
↓
視察１：第一生命、マッカーサー執務室
↓
視察２：東京商工会議所、オフィス見学
↓
第176回常議員会
↓
懇親会：日比谷サロー
↓
解散：原町田大通り

※往復は貸し切りバスでの移動

その後、東京商工会議所カンファレンスルームに移動し、オンライン出席5名も加わり、第176回常議員会を開催した。

東京商工会議所カンファレンスルームは、皇居を一望できるほか、オンライン会議の設備が完備された会議室となっており、オンライン出席の常議員とともに議題について審議を行った。



皇居を望む会場での常議員会

当日の議題では、青年部が積極的に働きかけている「町田ナンバー」に関する提言書について審議され、常議員全員の賛成により、町田市へ要望書が提出される運びとなった。

当日の議題は左記の通り。

議案第1号：令和8年度一般会計第2次収支補正予算（案）について

議案第2号：会員の入会承認について

議案第3号：1号議員補欠選挙・選任について（追認）

議案第4号：東京外かく環状道路の整備促進に関する要望について（追認）

議案第5号：「町田ナンバー」に関する提言について

新入会員交流会　開催報告

新入会員交流会開催
参加者40名、新たな繋がりへ

9月17日、当所会議室にて令和5～8年度に加入した会員事業所を対象に「新入会員交流会」を実施し、40名が参加した。

第一部は、参加者自社PR、第二部は交流懇親会の二部構成で開催した。

第一部では、入会後間もない会員に向けて、商工会議所の組織や役割、会員としてどんなサポートが受けられるか改めて解説を行ったほか、参加した全事業所が、30秒ずつ自身の業種や営業内容について紹介し、互いの事業への理解を深めた。

第二部では交流懇親の場として立食形式で懇親会を実施し、名刺交換や情報交換等の参加者同士の「つながり」の場となった。

今後も商工会議所及び組織財政委員会では、会員同士の「つながり」をテーマに異業種交流やビジネスチャンスにつながる場を提供していく。



新入会員交流会　第２部の様子

【参加者の声】

株式会社MNCM



代表取締役
森川　愛絵　氏

「さまざまな業種の方と出会えました。実際にホームページ制作をお願いしたり、事業提携につながったりと、仕事にも良いご縁が生まれました。」

カワセミコンサルティング



代表
須藤　幸司　氏

「多様な業種の皆様と直接交流でき、大変刺激になりました。地域の事業者様との繋がりを深めていきたいです。」

ウェルフローラ



代表
野村　優子　氏

「異業種の方々との交流で、新たな出会いや情報を得られました。地域のつながりを強く感じ、また参加したいと思いました。」

デサフィーオ



代表
髙橋　雅子　氏

「様々な業種の方と出会い、楽しく有意義な時間となりました。地域の皆さまと交流できることを心強く感じています。ありがとうございました。」

最低賃金改正

東京都の最低賃金が10月1日から改正 時間額1,280円に

東京都最低賃金（地域別最低賃金）は令和8年10月1日から時間額1,280円に改正されました。

※都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者（都内の事業場に派遣中の労働者を含む）に適用されました。

※最低賃金の引き上げに向けた環境整備のための支援策として、業務改善助成金等各種助成金制度を設けています。

問合せ先

●東京都最低賃金について

東京労働局労働基準部賃金課
TEL03・3512・1614（直通）

東京働き方改革推進支援センター
TEL0120・232・865

●各種助成金について

東京働き方改革推進支援センター
TEL0120・232・865

労働保険制度

11月は「労働保険適用促進強化月間」です

労働保険（労災保険・雇用保険）は、労働者が労働災害や業務上の傷病で働けなくなったとき、失業したとき等に備えて、従業員の意思に関わりなく、雇い主が加入手続きをすることが義務付けられています。（雇用保険については、正社員の方だけではなく、パートタイマー等の方についても一定の要件を満たしていれば加入することになります。）

また、労働者を常時使用する事業主や代表者以外の役員等が労災保険に加入できる「特別加入」制度もあります。

当所では労働保険事務組合を設置しており、会員事業所の労働保険事務をお手伝いさせていただいております。

まだ加入手続きがお済みでない事業主の方は、お早目に左記までお問い合わせください。

●労働保険事務組合について
当所　総務部　会員サービス課
TEL722・3594

●労災保険について
八王子労働基準監督署　町田支署
TEL718・8592

●雇用保険について
町田公共職業安定所　雇用保険課
適用係　TEL732・7398

最大250万円！販路開拓等の経費を支援します
小規模事業者持続化補助金(第20回一般型・第4回創業型)公募開始

第20回一般型

ターゲット▶
既存の小規模事業者（販路を広げたい、生産性を上げたい方）
補助上限▶50万円～200万円（※枠により異なる）
補助率▶2／3（賃金引上げ枠等は3／4）
主な対象経費▶
店舗改装、チラシ・HP制作、展示会出展、新商品開発など

第4回創業型

ターゲット▶
創業間もない方（産業競争力強化法に基づく支援を受けた方）
補助上限▶250万円
補助率▶2／3
主な対象経費▶
設備購入、店舗改装、広告宣言、展示会出展など

▶注意事項・申請のポイント ⚠ 必ずご確認ください ⚠

◎**要件の確認：**創業型は「特定創業支援等事業」の受講完了等の証明が必要です。
◎**電子申請が原則：**申請にはGビズIDプライムアカウントの取得が必要です。
未取得の方は今すぐ発行手続きを！（発行まで数週間かかる場合があります）
◎**計画書の作成：**商工会議所による「事業支援計画書（様式4）」の発行が必要です。
発行には数日かかりますので、余裕を持ってご相談ください。
◎**審査あり：**申請すれば必ず採択されるものではありません。計画の内容が審査されます。
◎**申請受付開始：**令和8年11月5日㈭　◎**申請受付締切：**令和8年12月15日㈫17時まで
◎**支援契約書受付締切：**令和8年12月4日㈮まで

相談・問合せ先：当所　企業支援部　TEL724-6614

建設業部会　活動報告

第18回アジ釣り大会を開催

建設業部会は、部会員相互の交流と親睦を深めるため、9月5日に「第18回アジ釣り大会」を開催した。

当日は午前中あいにくの雨模様となったものの、早朝に町田を出発し、横須賀市の鴨居大室港から釣船〝五郎丸〟で出船した。午後からは天気も回復し、参加者は秋の東京湾で好釣果に恵まれ、夢中で竿を振った。

船上では例年参加されている方と新規参加者が半々ほどとなり、ベテランが釣り方を教えるなど部会ならではの和やかな交流の場となった。

釣りを終え、下船後も充実した釣果に大いに盛り上がった。海上で深めた絆が、今後の部会活動や事業連携に活かされることが期待される。



下船後の集合写真

南支部　活動報告

南支部主催 野球観戦バスツアー

9月12日に南支部恒例事業である野球観戦バスツアーを実施し、38名が参加した。

当日は成瀬駅周辺を出発後、今年3月に4年間の大規模改修工事を経てリニューアルオープンした「江戸東京博物館」を訪れた。約9,000㎡の広大な展示室は見応えがあり、江戸東京の都市と文化、人々の生活を楽しみながら学んだ。

その後、東京ドームホテル「リラッサ」へ移動してランチビュッフェを堪能し、14時からは「巨人VS阪神」の試合を観戦した。

優勝争いの只中に行われた1戦は、1－0で巨人が勝利を収め、観客席は大いに盛り上がった。

会員相互の親睦と交流を深めることができ、非常に有意義なバスツアーとなった。


試合終了後、東京ドーム前での記念撮影

青年部　活動報告

9月例会

～ジョブ理論で読み解く、利益を生み出す経営の新常識～「稼ぎたければ、商品を売るな」を開催

令和8年9月28日、レンブラントホテル東京町田にて、経営デザイン委員会（藤原委員長）担当による9月例会を開催し、71名が出席した。

本年度の町田ＹＥＧでは、大塚会長の掲げる〝稼ぐ〟の実現をミッションとして掲げている。

本例会はその第一歩として、メンバーが日頃行っている経営や営業活動を振り返り、自社の「稼ぐ力」を言語化・数値化するための思考法を学ぶ講師例会として実施された。

講師には、クリステンセン教授が提唱した「ジョブ理論」を日本に普及させた第一人者である、株式会社インディージャパン代表取締役の津田真吾氏を招いた。

「ジョブ理論」とは、「人は単にモノを買うのではなく、自身が解決したい課題（＝ジョブ）を達成するために商品やサービスを雇う（選ぶ）」というマーケティング思考法である。


津田講師による講演の様子


挨拶する藤原委員長

講義では、小売・製造・サービス・建設など多岐にわたる業種が在籍する町田ＹＥＧの特性に合わせ、身近な事例や雑談を交えながら分かりやすく解説がなされた。

「良い商品なのに売れない」「人材確保が進まない」といった課題に対し、「顧客が本当に求めている価値は何か」という視点へ転換することの重要性を学び、参加したメンバーからは「明日からの社業にすぐ活かせる学びとなった」と好評を博した。

例会後の懇親会にも津田講師が参加し、業種を超えた活発な意見交換が行われ、自社の更なる飛躍に向けた深い学びと親睦を深める貴重な機会となった。

▼問合せ先：当所青年部事務局
TEL７２４・６６１４

令和８年度 町田商工会議所

11・12・1月 経営講座のご案内

本講座は、産業競争力強化法に基づく特定創業支援事業として位置づけられており、本講座を受講した創業者は登録免許税の軽減措置、信用保証枠の拡大等に支援が適用されます。なお。適用を受けるためには、一定の要件が必要になります。

No.13 情報化

AI活用で求人票を爆速作成！採用業務を大幅時短

生成AIで採用業務が時短！

受講内容

①生成AIを活用した求人票の作成・改善手法
②AI改善デモ
③求人票作成体験ワーク



講師名

関 浩佑 氏
㈱サクシード／㈱Fixer AI代表取締役

開催日：令和８年11月11日㈬

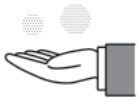
No.14 経営

制度の違いと申請手順を学び、補助金を賢く獲得！

補助金の活用方法について

受講内容

①補助金と助成金の違い
②補助金申請手順
③補助金を申請するメリット
④東京都の補助金制度解説



講師名

久住 博隆 氏
行政書士くすみ法務事務所代表

開催日：令和８年11月19日㈭

No.15 労働

基礎知識からトラブル対応まで！外国人採用の成功術

初めての外国人採用セミナー

受講内容

①外国人採用の基礎知識（ビザ等）
②活躍している外国人
③現場トラブルと解決方法
④具体的な採用・活用手順



講師名

萩原 豪介 氏
KAYA㈱

開催日：令和８年11月27日㈮

No.16 労働

先行事例に学ぶ！自社で実践できる障がい者雇用のコツ

障がい者雇用セミナー

受講内容



①中小企業における障がい者雇用の事例
②導入の背景や工夫
③障がい者雇用における支援策

場所：町田市役所3階 3-2、3-3

講師名

伊藤 正貴 氏
㈱栄和産業 代表取締役

開催日：令和８年12月７日㈪

No.17 労働

パワハラを防ぎ成長を促す！伝わるほめ方・叱り方

社員・部下の「ほめ方・叱り方」セミナー

受講内容

①パワハラと部下の成長のために叱ることの違い
②部下の意欲を高める具体的なほめ方・叱り方



講師名

芳垣 玲子 氏
㈱人材育成社 代表取締役

開催日：令和８年12月９日㈬

No.18 税務

決算の基礎から書類作成まで！焦らない確定申告術

個人事業主のための確定申告セミナー

受講内容

①決算申告の基礎知識
②青色決算書、申告書の作成
③実例を交えた税理士解説



講師名

寺村 維基 氏
東京税理士会町田支部所属

開催日：令和９年１月27日㈬

全講座共通事項 ▶ 開催時間：14時～16時　**定員**：30名（先着順）　**場所**：町田商工会議所会館 2 階会議室（No.16のみ他会場）

申込方法

全てのセミナーの申込方法は右記二次元コードからお申込みください

①申込ページにアクセス
②希望講座を選択
③必要事項を入力

受講料 無料

※申込いただいた情報は、本セミナーに関する連絡・記録のために使用いたします。また、当所からの各種情報提供に使用する場合があります。

▶問合せ先：町田商工会議所 企業支援部　TEL：042-724-6614
受付時間　平日 9:00～17:00（土日祝日を除く）※内容は変更になる場合があります

MEMBERS VOICE

貴社自慢の商品・企画・サービスをPR

会員限定
掲載無料

掲載のお申込みは
当会議所 総務広報課まで

髪と頭皮を考えたヘナ 自然の恵みで白髪染め



一般的なヘアカラーではなく、自然の染料「ヘナ」にこだわり、髪と頭皮を大切にした染髪をご提案しています。白髪や髪のダメージ、頭皮への刺激が気になる方、ヘナで上手く染まらなかった方もお気軽にご相談ください。お一人おひとり髪の状態やご希望に合わせ、自然な美しさを引き出すお手伝いをしています。
★「情報誌を見た！」で始めてご利用の方に限りヘナ染髪が千円割引！（有効期限2026年12月27日まで）

美容院
ヘナ倶楽部

住　所：町田市成瀬が丘2-25-16 きめた第7ビル1F-B
電　話：042-788-4679
URL：https://www.hena.jp/
営業時間：10:00～18:30 (最終予約受付15:30)
定休日：水曜日（第1水曜・木曜連休）
アクセス：横浜線成瀬駅より徒歩3分

町田市成瀬の創作中華ダイニング 濃厚クリーミー担々麺が看板です

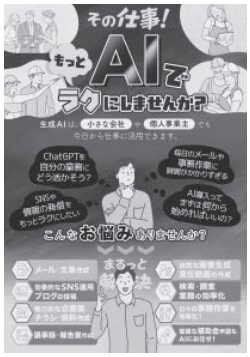


横浜中華街の名店「聘珍樓」で修業し、中華一筋30年の店主が営む創作中華のお店です。
ランチタイムは濃厚でまろやかなクリーミー担々麺と麻婆豆腐を気軽に。夜はワインやクラフトジンと小皿中華のペアリングをお楽しみください。１階は店主と話せるカウンター、２階は最大10名様のテーブル席。全席禁煙・駐車場２台あり。
★「会議所Newsを見た」でドリンク１杯サービス！（有効期限2027年１月31日まで）

創作中華ダイニング
サイユウキッチン

住　所：町田市成瀬7-1-6
電　話：042-785-4341
MAIL：saisaiyuuki@gmail.com
URL：sai-saiyuuki.com
営業時間：昼11:30～15:00　夜17:30～22:00（土日祝は変更あり）
定休日：月曜(祝日は翌日)・火曜昼・不定休あり、ホームページにて確認ください
アクセス：JR横浜線成瀬駅より徒歩15~20分(駐車場2台あり)
担当者：斉田　聡

まちのICT支援員 ITの課題はまるっと解決！



「AIを仕事にどう活かせばいい？」「SNS発信をもっとラクにしたい」そんなお悩みをやさしく楽しく一緒に解決します。生成AI・SNS・Web活用、業務効率化まで幅広く支援。

研修500回以上・延べ6,000名超の実績を活かし、難しい話は抜きで、実務で使える形まで伴走します。

地域のITサポート
株式会社Digital Ureska

住　所：町田市高ヶ坂4-21-26
電　話：080-2660-0369
MAIL：h.yamamoto@digital-ureska.co.jp
URL：https://digital-ureska.co.jp/
営業時間：8:00～20:00
定休日：年中無休
担当者：山本

信頼と実績で繋ぐ最適なご縁！ 家事・育児・介護人材はめぐみへ



㈲めぐみは、家事・ベビーシッター・在宅介護などの人材を紹介している会社です。このサービスを福利厚生として利用してみませんか？従業員の在宅の困りごとの解決は、従業員一人ひとりの暮らしを豊かにします。働きやすい職場環境を実現する事は、従業員の満足度向上となり、人材の定着や採用力の強化にも繋がります。利用しやすいプランもご用意しております。お気軽にご相談ください。
★「情報誌を見た！」で初回ご利用時500円引き（2027年３月31日まで）

人材紹介・派遣業
有限会社めぐみ

住　所：町田市原町田5-8-9
電　話：042-722-7218
MAIL：syoukai@megumi-net.gr.jp
URL：https://www.megumi-net.gr.jp/
営業時間：9:00～17:00
定休日：土日祝
アクセス：小田急線町田駅より徒歩10分
担当者：派遣課　飯田

Ichiro Kusanagi

草薙一郎法律事務所
代表

草薙一郎（70歳）

町想人（まちびと）
―町田を想い、創る人―

第110回

町田に根差し、品位と誠実さで人々を守り抜く



昭和31年、町田生まれ。中央大学法学部卒業後、法律事務所勤務を経て平成4年に草薙一郎法律事務所を開業。医療・保険・不動産の分野を中心に幅広い事案に関わると共に、地域支援にも尽力してきた。令和4年にはサンワテクノス（株）の社外取締役に就任し、令和8年からは全国人権擁護委員連合会 会長も務める。

私の家系は江戸時代以前から続く座間の旧家で、町田へ移ってきたのは曽祖父の代のときです。父はもともと原町田でパン屋を営んでいましたが、のちに不動産賃貸業に転じました。長男の私は当然ながら家業を継ぐものだと思っていて、それなら法律を知っておいたほうがいいだろうということで、小・中学部でお世話になった玉川学園を離れ、中央大学附属高校から中央大学法学部へ進みました。とはいえ弁護士になるつもりはまったくなく、司法試験に挑む学生たちが集う研究室に入ったものの、のらりくらり過ごす日々（笑）。26歳のときに父が病に倒れて初めて、このままではいけないと心を入れ替えたのです。そこからは本気で法律を勉強し、当時は合格率1％と言われた司法試験に28歳で合格しました。そうして司法修習を経て、都内の法律事務所で経験を積み、36歳のときに自分が生まれ育った町田で草薙一郎法律事務所を設立した次第です。

私の専門は医療・保険・不動産分野で、独立開業後は地元の縁や紹介でこつこつと仕事の幅を広げ、千葉県医師会や大手保険会社、玉川学園、さらにJA全中（一般社団法人全国農業協同組合中央会）・JAまちづくり情報センターなどの顧問弁護士を務めるようになりました。今では勤務弁護士6名を擁する事務所に成長しましたが、相変わらず紹介のみで運営しています。

そのなかで私がとりわけ大切にしているのは、弁護士としての品位と誠実さです。たとえ依頼者様のご要望であっても主張がおかしければ指摘しますし、勝てる見込みのない案件は依頼者様のためにもはっきりお断りしたうえで、できる限りのアドバイスはさせていただく。そうやって品位を持って誠実に行動していれば、おのずと次の紹介へつながると信じています。

また、地域の仕事に数多く関わってきた点も当事務所の特徴です。私個人としても30年以上にわたって市の法律相談や簡易裁判所の調停員を担い、市の審議会にも携わっています。さらに、今年7月には人権の啓発・相談・調査・救済を行う法務省の団体、全国人権擁護委員連合会において会長の職を拝命しました。思いがけない大役ですが、これも町田で築き上げてきた土台があってこそのご縁だと受け止めています。近年はグローバルに展開する技術商社の社外取締役にも着任し、世界のめまぐるしい情勢を体感していますが、私が根を張るのはやはり町田です。これまで培ってきた人脈と実績を活かし、今後も街の人々のために働き続けることが責務だと思っています。



草薙氏を会長として活動する全国人権擁護委員連合会は、約1万4000人の人権擁護委員を擁する法務省の団体。人権の啓発・相談・調査・救済を行っている。

草薙一郎法律事務所
町田市原町田4-16-21 キムラヤビル2階
TEL 042-720-5911

撮影：田坂圭（Editworks）　取材・文：副田つづ唯（Editworks）

経営トピックス Management Topics

「キャッシュフロー計算書」作成のススメ

町田市経営診断協会 中　原　健一郎（中小企業診断士）



キャッシュフローという言葉を耳にされる機会は多いと思いますが、本稿では決算書類の一つ、「キャッシュフロー計算書」についてお話したいと思います。聞いたことあるし、見たこともあるけど、自社では作っていないという会社も多いのではないでしょうか。

●キャッシュフロー計算書とは

キャッシュフロー計算書（以下、CF計算書）は損益計算書（PL）と似て非なるモノ、といったらまずは掴みやすいかもしれません。会計年度1年間の現金（以下、キャッシュ）の収支を示す計算書で、PLと同様に1年間という時間の幅における動的な増減を表すため、いわゆるストックとフローにおける「フロー」に該当します（一方で貸借対照表（BS）はある一時点（通常は決算日）における静的な状態を表すため、「ストック」に分類されます）。

PLは計上された利益や経費の収支を表すものですが、実際には売掛金があったり、貸倒れが発生したり、また反対に費用として計上されながらも実際にはキャッシュが支出されない減価償却費もあります。そういったキャッシュの出入りを伴わない項目を修正して、年間でどのくらいのキャッシュのプラスマイナスがあったかを分かりやすく確認できるのがCF計算書です。

「売掛金はいずれ入金されるはずだし、減価償却も最初に費用が出ているんだから、PLで十分なのでは？」というご意見はもっともなのですが、PLは収支の予定表のようなもの、CF計算書は結果レポートのようなものとたとえたらよいでしょうか。

キャッシュフロー計算書のイメージ図

Ⅰ、営業活動によるキャッシュフロー		
税引前当期純利益		
減価償却費		
……		
……	計	400万円
Ⅱ、投資活動によるキャッシュフロー		
有形固定資産の増加（減少）		
……	計	△100万円
Ⅲ、財務活動によるキャッシュフロー		
短期借入金の増加（減少）		
……	計	△150万円
Ⅳ、キャッシュの増減	150万円	
Ⅴ、キャッシュの期首残高	50万円	
Ⅵ、キャッシュの期末残高	200万円	

●CF計算書のメリット

加えてCF計算書にはPLにはない強みがあります。上図の通りCF計算書はキャッシュの動きを「営業活動（企業が行う事業）」「投資活動（設備や有価証券などへの投資）」「財務活動（借入等による資金調達）」という企業の活動に不可欠な3つの要素に分けて計算します。これらの3つの活動領域において、それぞれどこでキャッシュを増やして（減らして）いるのかがハッキリと分かるようになっています。去年と今年のBSを横に並べてにらめっこしてもこれらの内容は中々見えにくいと思いますが、CF計算書なら一目瞭然です。

また一歩進んだ活用法として、単年度のCF計算書を見比べるだけでなく、何年分でもよいので値を合算して長期のCFを計算してみてください。たとえばこの10年で、ご自身の会社が事業でキャッシュをしっかり生み出せていたのか（営業活動CF）、適切な規模の投資を行ってきたのか（投資活動CF）、長期で見て借入は減って（増えて）いるのか（財務活動CF）、経営者自身にも気付きにくかった会社の一面が、この三項目のバランスから見えてくる可能性があります。

「営業活動CF」は会社が事業で生み出すキャッシュですから、兎にも角にも（少なくとも長期的には）ここはプラスになっていないと始まりません。企業が事業でキャッシュを生むには設備などへの投資が必要ですから、それが先行している時などには「投資活動CF」がマイナスになることも少なくありません。「財務活動CF」は主に借入による資金調達（増資等の場合もあり得ますが）ですので、ここがマイナスであれば、通常は〝返済が進んでいる〟ということになります。

もう一点ご紹介したいのですが、営業活動CFと投資活動CFの値を合算したものを「フリーキャッシュフロー（FCF）」と呼び、この言葉の方がよく耳にされるかもしれません。FCFはその名の通り、事業活動の結果手元に残った自由に使えるお金ということになります。投資活動CFのマイナスによりFCFが一時的に悪化しても、長期的に投資分に見合ったFCFを安定的に獲得できるかがポイントです。

●CF計算書を作成するには

CF計算書の作成については顧問税理士にまず相談してみると良いでしょう。決算書に付随して作成されている場合もあります。またエクセルのテンプレートもネット上からダウンロードできますので、「キャッシュフロー計算書　ダウンロード」などと検索してご自身が使いやすいものを利用することもできます。最初は少し難しいかもしれませんが、該当するBSとPLの数値を入力することで作成できます。

貴社の経営改善にぜひお役立ていただければ幸いです。

町田市からのお知らせ

ガバメントクラウドファンディングによる寄附を募集しています
～みんなが笑顔で子どもと一緒に過ごせるまちにしたい！コドマチムーブメント～



市では２０２４年５月に「町田市子どもにやさしいまち条例（まちだコドマチ条例）」を施行し、子どもにやさしいまち（コドマチ）の実現を目指しています。

「コドマチ」に向けたムーブメントを引き起こすキッカケをつくるため、ガバメントクラウドファンディングの寄附金を活用し、町田市内の地域団体や事業者等の「コドマチ」実現に寄与する取組に対して伴走型の支援を行う事業を実施します。法人名義での寄附も可能ですので、ぜひご検討ください。

事業の詳細については下記二次元コードからご覧ください。

●期限：12月23日㈬

※法人名義での寄附については、書面で受附を行っています。詳しくは財政課へお問い合わせください。（℡７２４・２１４９）

※寄附に係る税金の控除については税理士へご相談ください。

▼問合せ先：子ども生活部子ども総務課 ℡７２４・２８７６

新たに機械や器具備品導入する事業者様必見！固定資産税の優遇等が受けられる〝先端設備等導入計画の認定〟申請受付中！

市では、中小企業等経営強化法に基づき、機械・装置などの設備投資を通じて労働生産性の向上を図る「先端設備等導入計画」の認定を行っています。計画が認定されると、税制上の優遇や金融支援に関する支援措置を活用することができます。是非ご活用ください。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

◆対象者：市内中小企業者

◆認定によるメリット：

①1.5％以上とする賃上げ方針を従業員に表明し、計画に位置付けた場合、計画認定を受けた設備（償却資産）に係る固定資産税が3年間2分の1に軽減されます！（計画に位置付けた賃上げの方針が3％以上のものである場合は、5年間にわたって4分の1に軽減されます！）

②計画の実行にあたり民間金融機関の融資を受ける際に、信用保証に関する支援を受けることが可能です！（金融支援のご活用を検討している場合は、「先端設備等導入計画」を提出する前に、信用保証協会にご相談ください。）

▼問合せ先：経済観光部産業政策課 ℡７２４・３２９６

※申請書類や要件の詳細は、市ホームページをご覧ください。

※計画の概要や作成については、中小企業庁のホームページをご覧ください。

指定ごみ袋の広告募集
広告掲載料を従来より最大75％値下げしました！

町田市指定収集袋（ごみ袋）の外袋に、6か月間広告を掲載することができます。

◆広告掲載料

袋の種類		掲載料（目安印刷数）
燃やせるごみ袋	20ℓ	96,000円（385,000枚）
	40ℓ	64,000円（258,000枚）
燃やせないごみ袋	20ℓ 40ℓ	20,000円（83,000枚）
おむつ袋	20ℓ	18,000円（75,000枚）

◆申し込み方法：町田市有料広告掲載申込書と誓約書（市ＨＰでダウンロード）に必要事項を記入し、広告原稿案を添えて、11月24日㈫までに直接または郵送（必着）で環境政策課ごみ政策係（市庁舎7階、〒194－8520　森野2－2－22）へご提出ください。

※詳細は市ホームページをご覧ください。

▼問合せ先：環境政策課ごみ政策係 ℡７２４・４３７９



町田商工会議所会館 貸会議室のご案内

セミナーや面接、研修、会議等まで目的や用途に応じて
会員の皆様に利用しやすい価格でご案内!!



３部屋同時利用で最大90名利用できます！

１部屋利用につき駐車場を１台分利用できます！



◆会議室使用料：料金表（会員料金）第１・第２・第３会議室１室の料金

【平日】

定　員	午　前 （9：00～12：00）	午　後 （13：00～17：00）	夜　間 （18：00～22：00）	全　日 （9：00～22：00）
30名	4,400円	5,500円	7,150円	17,050円

【土曜・日曜】　※日曜日の夜間（18：00～22：00）及び年末年始６日間と祝日は利用できません

定　員	午　前 （9：00～12：00）	午　後 （13：00～17：00）	夜　間 （18：00～22：00）	全　日 （9：00～22：00）
30名	5,500円	7,150円	8,800円	21,450円

※プロジェクター、スクリーン、マイク、スピーカー貸出あり（有料）

◆申込方法：事前に電話で予約を行っていただき、当所窓口へ「会館施設等利用申込書」の必要事項を記入の上、使用料等を添えてお申込みください。

▶問合せ先：当所　総務部　総務広報課　TEL 722・5957

HPはこちらから→

相談無料　中小企業の強～い味方!!　秘密厳守

INPIT東京都知財総合支援窓口

特徴１　知財経験の豊富な企業OBが、丁寧にご相談に応じます！

特徴２　経営の視点に立ってお手伝いします！

特徴３　専門家のアドバイスも受けられます！

＼中小企業等が抱える経営課題や、アイデア段階から事業展開までの知的財産に関する課題や相談をワンストップで受け付ける相談窓口です。／



	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
支援担当者（相談員）　予約不要	知的財産権全般に対する相談 9:00～17:30				
知財専門家（弁理士・弁護士）※要予約		意匠・商標	特許・実用新案	意匠・商標	弁護士※
		13:00～17:00			

※弁護士の相談は、第2、第3、第4金曜日のみの対応となります。

開設場所　一般社団法人発明推進協会
港区虎ノ門2-9-1 虎ノ門ヒルズ江戸見坂テラス7階

TEL: 03-6424-5081（直通）TEL:03-6273-3332（直通）

知財総合支援窓口　東京都

開設時間　平日の9時～17時30分
※12時～13時は昼休憩
※受付時間は17時までとなります。
※土・日曜、祝日、年末年始はお休みです。

社労士はより良い職場環境をつくり
働く人と企業の成長をサポートします



東京都社会保険労務士会
公式キャラクター シャロロン®

公式ホームページで

労働と社会保険の専門家

社労士を

探してみませんか？

１２月２日は社労士の日

東京都社会保険労務士会

社労士検索システム

cheering 応援します!! new member 新しい会員

●新入会員の紹介　ご加入いただきありがとうございました。〔第174回常議員会で承認された方々です〕（順不同 敬称略）

事　業　所　名	所 在 地（住所）	業　　種
37de5 1/2	玉川学園	弁当・惣菜の販売
㈱リスイド	小山町	水回りの修繕・リフォーム
㈱Equitech	中町	障害福祉領域のDXサービス
智未来㈱	成瀬が丘	AIプロダクトの開発、販売
㈱アシストワークス	成瀬が丘	建設関係のサポート的ビジネス
カワセミコンサルティング	小川	経営コンサルティング
㈲ワットアイウェア	中町	眼鏡の小売業
GaRDeN㈱	森野	BPO
エムライズ防災㈱	図師町	防災設備管理
GO-en	図師町	中古自動車の小売業
石坂　公一	南成瀬	物流営業及び企画
Office M	上小山田町	業務コンサルティング業
Tokyo　米粉　Cakes	鶴川	米粉シフォンケーキ専門店
㈲フューエル成田屋	野津田町	店舗、住宅リノベーション
三景の玩具	鶴川	玩具・駄菓子の小売業

当所会員の皆様へ　会費改定のお知らせ

日頃より、当所の事業活動に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当所では、令和８年３月26日に開催した第74回通常議員総会において、会費の改定に関する議案が承認されたことを受けて、令和９年４月１日から会費負担の基準を改定させていただくこととなりました。

これまで、会員の皆様のご負担を最小限とするため、平成14年４月の会費改定以降、25年間据え置き、会員拡大をはじめ、事業収益の確保と経費節減などの努力を続けてまいりましたが、商工会議所の使命である伴走型支援の継続、会員ニーズに則した事業の展開、物価やエネルギー価格の高騰、将来にわたる支援人材の確保、商工会議所会館の修繕費用等に対応するため、基本財源である会費の改定をさせていただきます。

つきましては、会員の皆様にご負担をお掛けすることとなり大変恐縮ですが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

役職員一丸となり、役に立つ商工会議所として、会員の皆様の負託にお応えできるよう事業活動に取り組んで参りますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

◆◆◆ 改定内容について ◆◆◆

１．会費改定実施日
令和９年４月１日（令和９年度会費から）
２．１口の金額（年額）を6,000円に変更いたします。
３．これまでは従業員数に応じた口数でご負担いただいておりましたが、改定後は「法人事業所」と「個人事業所」とに分け、最低口数を設定いたします。

⑴　**法人事業所**

１口6,000円で３口（18,000円）以上とし、**資本金額に応じてご負担**いただきます。

①法人の内、「金融機関」

１口6,000円で12口（72,000円）以上とします。

ただし、市内において、主たる本支店が上記口数で会員の場合、同一金融機関の各支店の会費額は法人最低口数の３口（18,000円）以上とします。

②本社、本店を市内外に有する法人の「支社」、「支店」、「営業所」等

会費額は法人最低口数の３口（18,000円）以上とします。

③定款第10条⑴で掲げる、市内で事業活動を行う法人、団体等

１口6,000円で３口（18,000円）以上とします。

⑵　**個人事業所**

１口6,000円で２口（12,000円）以上とし、**従業員数に応じてご負担**いただきます。

会費負担の基準表など、詳しくは当所ホームページをご覧ください。

▶問合せ先：当所　総務部　総務広報課
TEL 722・5957

小規模事業者経営改善資金

無担保 マル経融資 無保証人

融資限度額	返済期間	金利年利
2,000万円以内 （1,500万円を超える場合は別に要件あり）	**10年以内** （据置２年以内）	**2.90%** （令和８年９月１日現在）

この資金は、経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするため商工会議所が日本政策金融公庫へ推薦することにより、無担保・無保証人（保証協会の保証も不要）・低金利で融資を受けられる、国の公的融資制度です。

融資を受けるには審査があり、審査の結果ご希望に添えない場合もあります。

ご利用いただける方には以下の条件があります

○従業員20人以下（商業・サービス業は５人以下）の小規模事業者
（法人の役員、個人事業主・家族、パート等は除きます）
○最近１年以上、町田市内で、事業を営んでいる
○原則として、６ヵ月以上当所の経営指導を受けている
○納期の到来している税金を完納している
○日本政策金融公庫の融資対象業種である





編集後記

すっかり秋も深まり、肌寒さを感じる季節となりました。どうぞ温かくしてお過ごしください。

今号をもちまして、約２年半担当した編集を離れます。たくさんの出会いや企画を通じて言葉を紡いだ日々は、かけがえのない宝物です。次号からは新体制で、より魅力的な情報をお届けしてまいります。

さあ、次の旅路へ――出発進行！

長い間、本当にありがとうございました。皆様の今後のご活躍をお祈りいたします。（菅原）





●相談料無料・秘密厳守　●事業者のあらゆる相談を承ります

11月経営専門相談のご案内

相談項目	相談員	日時	相談内容例
経営全般・各種融資・創業	経営指導員	毎日 9：00～17：00（土曜・日曜・祝日を除く）	○経営全般・各種融資制度・創業など
第二創業（経営革新）			○経営革新
事業承継	多摩ビジネスサポートセンター		○経営者の皆様の「円滑な事業と雇用のバトンタッチ」をお手伝い
金融	日本政策金融公庫	11月9日㈪ 13：00～16：00（予約制）	○設備資金や運転資金の借り入れ ○借り替えや条件変更などについての相談
	東京信用保証協会（創業アシストプラザ）	11月18日㈬ 13：00～16：00（予約制）	○創業融資などについての相談
法律	弁護士	11月12日㈭ 9：00～11：30 ※事前予約制とし、相談時間はお1人様30分程度とさせていただきます。その他応相談。	○業務委託をめぐるトラブル問題 ○取引上のトラブル・債権回収に伴うトラブルなど ○フランチャイズ契約をめぐるトラブル ○不動産取引をめぐるトラブル
税務・会計	税理士	※お申込をいただいた後、日程を調整した上で実施いたします。	○経理、事業承継、法人税・所得税・相続税など
労務・年金	社会保険労務士		○就業規則、退職手続き、労働保険（労働災害・雇用保険）、年金など
登記	司法書士		○不動産や会社・法人の登記など
許認可	行政書士		○建設業の許可など各種申請書類の作成など
特許・商標・意匠	弁理士		○発明・特許・商標などの産業財産権に関する取得運用
労働	東京都労働相談情報センター多摩事務所	11月10日㈫、11月24日㈫ 13：30～14：30、15：00～16：00	○賃金・退職金等の労働条件や労使関係など

●会場は、当所1階相談室となります。●相談ご希望の方は、企業支援部　Tel 724・6614までお気軽にご連絡下さい。
労働の相談希望の方は、労働相談情報センター　Tel 595・8293

商工会議所LOBO調査

2026年9月

業況Dーは、相次ぐ値上げに天候不順が響きほぼ横ばい。先行きは、行楽需要が追い風となり、明るい兆し

全産業合計の業況Dーは、▲20・7（前月比▲0・5ポイント）。製造業では、AI・半導体関連の引き合い増加や一部での価格転嫁の進展等により、改善した。一方で、建設業では各種コストの高止まりや人手不足の影響などを受け、悪化した。小売・サービス業では、物価高に伴う節約志向の高まりから消費意欲に弱さが見られたことに加え、天候不順による客数の減少も重なり、悪化した。

商工会議所LOBO調査（早期景気観測）は、各地商工会議所のネットワークを活用し、地域や中小企業が「肌で感じる足元の景況感」や「直面する経営課題」（採用、設備投資、賃金動向等）を全国ベースで毎月調査し、その結果を集計・公表しています。最新の調査結果は、ホームページでご確認ください。
https://cci-lobo.jcci.or.jp/

街の掃除屋さん

お掃除の事ならお任せください

✓アパート・マンション定期清掃
✓駐車場巡回清掃　✓空き室清掃
✓ハウスクリーニング
✓簡単な剪定、草刈…etc



CSS ㈱クリーンサポートサービス
町田市成瀬7-5-13
TEL 042-850-6495　FAX 042-850-6496

受注件数ナンバー1・業界最安値

消防設備点検は当社におまかせ！

【業務内容】
消防設備保守点検・防火対象物点検
防災管理点検　他
消防設備に関してお困り事がございましたら、是非ご連絡下さい。



消防設備メンテ企画
町田市本町田3017-19
TEL 080-4364-6996

町田商工会議所ニュース11月号
令和8年10月20日発行（第367号）

発行
町田商工会議所

〒194-0013
東京都町田市原町田3-3-22
TEL 042-722-5957
FAX 042-729-2747

印刷製本　福川印刷株式会社
TEL 042-791-2411
FAX 042-789-7313

定価100円（税別）
（会員の購読料は会費に含む）

● 本事業は東京都の「地域持続化支援事業補助金」を活用

多摩BSC ビジネスサポートセンター

未来につなぐ経営を応援

事業承継・継続相談窓口

多摩ビジネスサポートセンター

60歳以上の経営者・個人事業主のみなさま

事業承継に向けた準備はできていますか？





- ☑ 相談はすべて無料
- ☑ 多摩地域（23区外）の事業者が支援対象です
- ☑ 中小企業診断士、税理士といった専門家から無料で最大12回まで支援が受けられます

秘密厳守

最新情報はwebサイトで！

http://www.t-bsc.jp

お問い合わせ・お申し込み

多摩ビジネスサポートセンター
〒194-0013 東京都町田市原町田3丁目3番22号　町田商工会議所内
TEL：042-732-3920　FAX：042-732-3924
Mail: info@t-bsc.jp　HP: http://www.t-bsc.jp